

関係機関所属長 殿

熊本大学熊本創生推進機構長
原田 信志（公印省略）

熊本大学熊本創生推進機構地域連携部門准教授候補者の公募について

このたび、本機構では、下記要領により、地域連携部門の准教授候補者を公募いたします。
ついては、関係各位への周知について、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 募集職名及び人員 准教授 1名

2. 所 属 熊本大学熊本創生推進機構 地域連携部門

3. 専門分野 地方創生

4. 求める人材

熊本県では、特に18歳から25歳人口の転出超過が深刻化しており、若者の地元定着率の向上は喫緊の課題となっています。当該課題を克服するため、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業「“オール熊本”で取り組む熊本産業創生と雇用創出のための教育プログラム」（COC+大学：熊本大学）及び地（知）の拠点整備事業「活力ある地域社会を共に創る火の国人材育成事業」（熊本大学COC事業）の担当責任者として継続・発展的に本取組を推進することができ、本学とCOC+事業協働機関（教育機関：6大学1高専、自治体：熊本県・熊本市、経済団体：6団体）やCOC自治体関係者（熊本県、天草市、水俣市など）との一元的窓口となり、活躍することができる方を求めます。

※熊本地方COC+事業(<http://kumamoto-cocplus.jp/>) 熊本大学COC事業(<http://coc.kumamoto-u.ac.jp/>)

5. 応募資格 以下の（１）～（４）の全てに該当する方

- （１）熊本地方COC+事業及び熊本大学COC事業の担当責任者として、これらの取組を推進することができ、かつ、補助事業期間（COC+：H31年度まで、COC：H30年度まで）の終了後も継続・発展的に実施することができる方
- （２）熊本の地方創生に関し、熊本県内の教育機関、自治体、企業等と主体的に連携した経験がある方
- （３）次のいずれかの実績を有する方
 - （i）地方創生に関する取組を実施した実績（ただし、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する方の場合）
 - （ii）地方創生に関する取組を教育機関、自治体、企業等その他の関係機関と連携し実施した実績が5件以上
- （４）課題解決型学習（PBL）やフィールドワークの教育手法による、熊本の地方創生に貢献する企画力、実践力及び課題発見・解決能力を養う正規授業科目を大学等において担当した実績がある方

6. 労働条件等

勤務形態：専門業務型裁量労働制

勤務時間は、職員の裁量に委ねるものとし、1日の勤務時間は7時間45分とみなす

任期の定め：任期5年（ただし、労働基準法第14条第1項に規定する専門的知識等を有する労働者又は満60歳以上の労働者に該当しない場合（※別紙参照）は、3年の任期の後に雇用契約を2年間更新する。更新にあたっての審査等を行わない。）

再任等：再任なし。ただし、任期中の活動実績に関する審査を経て、任期の定めのない職員とする場合がある。

試用期間：6か月
勤務場所：熊本大学黒髪南キャンパス
時間外労働：時間外、深夜、休日労働の有無 有
賃金等：国立大学法人熊本大学職員給与規則に定めるところによる
社会保険：文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入
雇用者：国立大学法人熊本大学

7. 採用時期 平成30年8月1日

8. 応募書類

(1) 履歴書（様式有り） 1部

※男女を問わず、出産、育児、介護に専念（あるいは従事）した期間について考慮することを希望される場合は、付記してください。

(2) 地方創生に関する取組実績・経験の概要（様式有り） 1部

※字数・ページ数の制限はございませんが、簡潔に記載ください。

※（3）との対応がわかるよう番号等を付してください。

(3) （2）のうち、代表的な実績等の根拠資料（写しでも可） 1部

※根拠資料全体がわかる目次を添付ください。

※（2）との対応がわかるよう番号等を付してください。

(4) 着任後の抱負（様式有り） 1部

※1000字程度で記載ください。（A4版、10.5ポイントで作成）

(5) 応募者について問い合わせることのできる方2名の氏名・所属・連絡先（メールアドレス含む）

(注) (1) (2) (4) の様式は、本学ホームページの公募情報よりダウンロードください。

(<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/saiyou>)

9. 提出方法 封筒に「熊本創生推進機構地域連携部門（地方創生）准教授応募書類在中」と朱書きのうえ、簡易書留にて郵送又は持参願います。

10. 応募期限 平成30年4月23日（月）17:00 必着

11. 選考方法 第一次選考 書類審査 平成30年5月上旬～5月中旬（予定）
第二次選考 面接 平成30年5月下旬～6月上旬（予定）
(※第二次選考に係る旅費等は自己負担)

12. 書類提出先・問合せ先

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

熊本大学研究・産学連携部社会連携課地域連携チーム

TEL: 096-342-3168 E-mail: syaren-jinji@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(※事務組織改編により、平成30年4月より「マーケティング推進部」は「研究・産学連携部」に改められます。)

12. その他

(1) 応募書類に含まれる個人情報は、国立大学法人熊本大学の定めに従い、本人事選考にのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。なお、応募書類及び提出物は返却いたしません。

(2) 熊本大学は男女共同参画を推進しています。選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。

(詳細はホームページをご覧ください。 <http://gender.kumamoto-u.ac.jp/>)

(3) 熊本大学熊本創生推進機構は、平成30年4月1日に組織改組し、機構に置く3センター（イノベーション推進センター、くまもと地方産業創生センター、政策創造研究教育センター）は、イノベーション推進部門、リスクマネジメント部門、地域連携部門に再編されます。

労働基準法第 14 条における「専門的知識等を有する労働者」

○ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（契約期間等）

第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。

一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約

二 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）

2、3 （略）

○ 労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十六号）

労働基準法第十四条第一項第一号に規定する専門的知識等であつて高度のものは、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者

二 次に掲げるいずれかの資格を有する者

イ 公認会計士

ロ 医師

ハ 歯科医師

ニ 獣医師

ホ 弁護士

ヘ 一級建築士

ト 税理士

チ 薬剤師

リ 社会保険労務士

ヌ 不動産鑑定士

ル 技術士

ヲ 弁理士

三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条に規定する情報処理技術者試験の区分のうちシステムアナリスト試験に合格した者又はアクチュアリーに関する資格試験（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百二十二条の二第二項の規定により指定された法人が行う保険数理及び年金数理に関する試験をいう。）に合格した者

四 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第二条第二項に規定する特許発明の発明者、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第二条第二項に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法(平成十年法律第八十三号)第二十条第一項に規定する登録品種を育成した者

五 次のいずれかに該当する者であって、労働契約の期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額を一年当たりの額に換算した額が千七十五万円を下回らないもの

イ 農林水産業若しくは鉱工業の科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)若しくは機械、電気、土木若しくは建築に関する科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、設計、分析、試験若しくは評価の業務に就こうとする者、情報処理システム(電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。ロにおいて同じ。)の分析若しくは設計の業務(ロにおいて「システムエンジニアの業務」という。)に就こうとする者又は衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務に就こうとする者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者(昭和二十八年文部省告示第五号に規定する者であって、就こうとする業務に関する学科を修めた者を含む。)であって、就こうとする業務に五年以上従事した経験を有するもの

(2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であって、就こうとする業務に六年以上従事した経験を有するもの

(3) 学校教育法による高等学校において就こうとする業務に関する学科を修めて卒業した者であって、就こうとする業務に七年以上従事した経験を有するもの

ロ 事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務に就こうとする者であって、システムエンジニアの業務に五年以上従事した経験を有するもの

六 国、地方公共団体、一般社団法人又は一般財団法人その他これらに準ずるものによりその有する知識、技術又は経験が優れたものであると認定されている者(前各号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省労働基準局長が認める者に限る。)